

日医工MPS行政情報シリーズ

http://www.nichiiko.co.jp/mps/mps_m.html

医療法人制度改革（2007年の対応） —第5次医療法改正—

資料作成：日医工株式会社 MPSチーム

（認定登録 医業経営コンサルタント登録番号第5153 長岡俊広）

（認定登録 医業経営コンサルタント登録番号第4217 菊地祐男）



資料No.190724-78

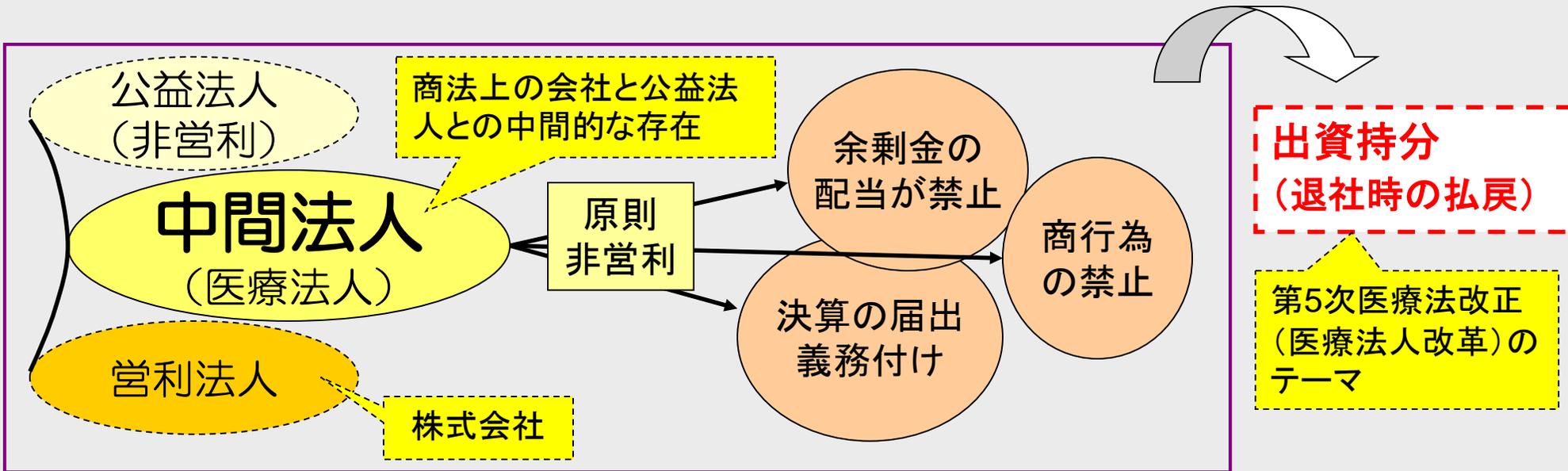
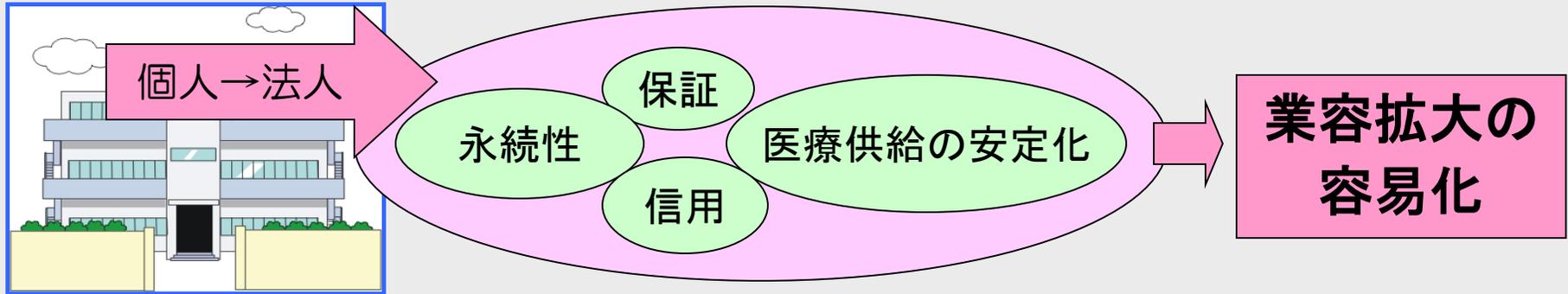


日医工株式会社

<http://www.nichiiko.co.jp>

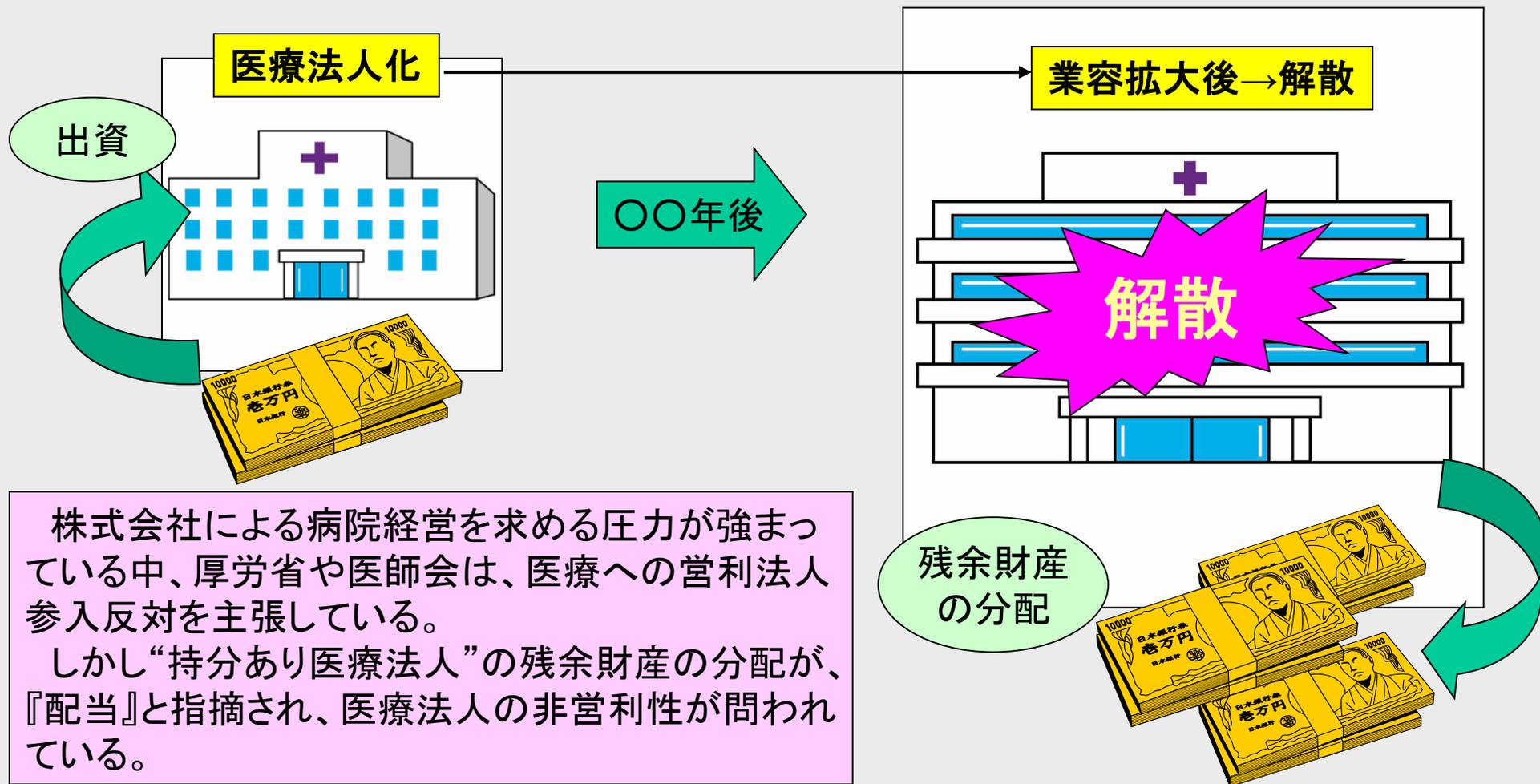
医療法人とは、

病院、診療所（または介護老人保健施設）を開設しようとする社団（財団）が、医療法の規定によって設立する法人。



“持分あり” 医療法人・・・何が問題？

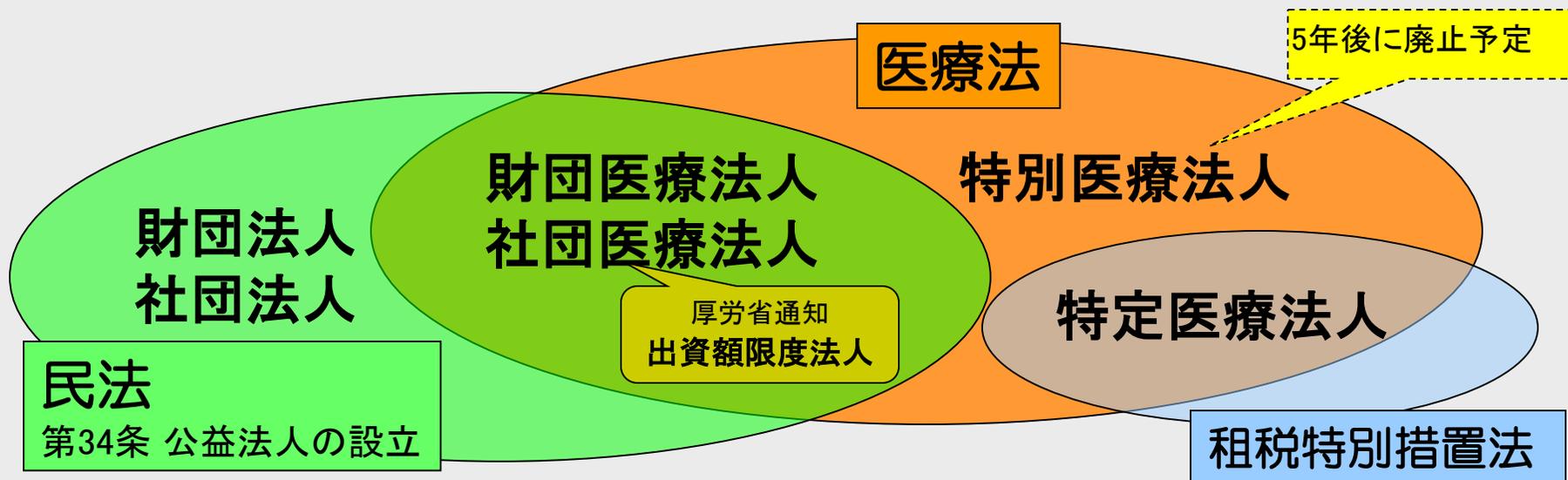
医療法54条「剰余金配当の禁止」で、医療法人は剰余金の配当をしてはならないが、解散時等は“払い戻し請求権”により剰余財産の分配を受けられる。



株式会社による病院経営を求める圧力が強まっている中、厚労省や医師会は、医療への営利法人参入反対を主張している。

しかし“持分あり医療法人”の剰余財産の分配が、『配当』と指摘され、医療法人の非営利性が問われている。

医療法人の概念（第5次医療法改正前）



財団医療法人

個人財産（資産）を無償寄付してできた集合体で、持分の概念が無く、払い戻し請求権も無い。解散時には理事会で残余財産の処分を決めて、知事の認可で処分する。

社団医療法人

医療機関を開設することを目的に集まった人が、資金や医療機器等の資材を出資して設立したもので、“出資持分”により区分される。

[持分あり] → 出資者の脱退や解散時に、出資持分に応じて払い戻し請求権がある

[持分に制限あり] → 出資額限度法人（払い戻し額の制限、みなし贈与税・・・）

[持分なし] → 払い戻し請求権がない

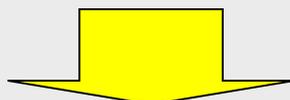
出資者の親族等比率(↓)で“みなし贈与税”が生じない場合もある

(2007年3月末ま

旧の医療法人の形態 (第5次医療法改正前)

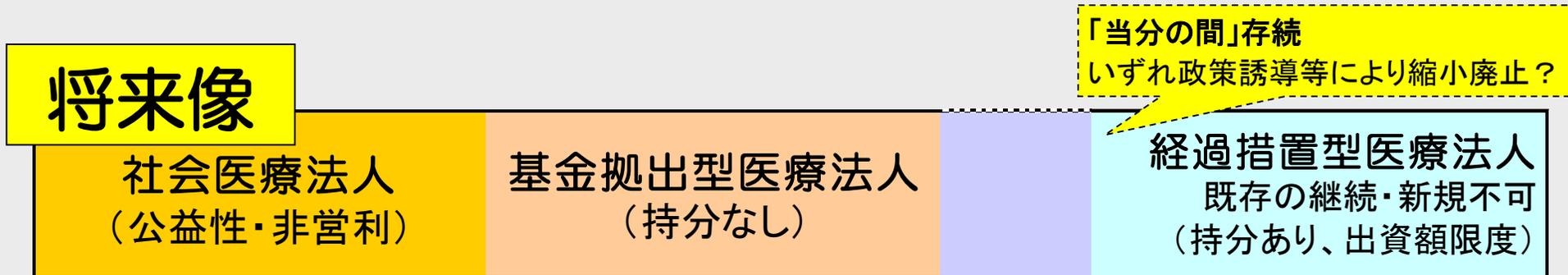
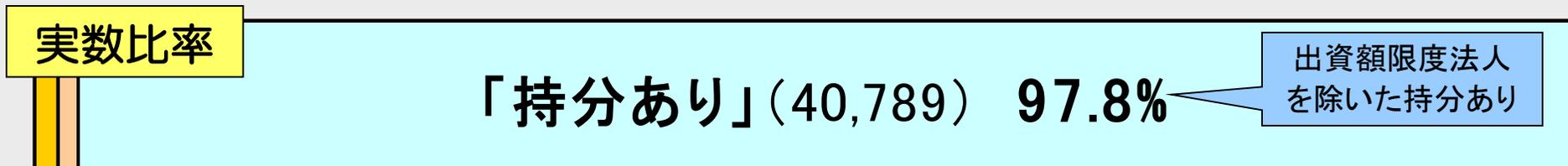
	医療法人(社団・財団)		特定医療法人	特別医療法人
		出資額限度法人		
根拠法	医療法(昭和25年)	厚生労働省 医政局長通知(平成16年)	租税特別措置法(昭和39年)	医療法(平成9年)
認可・承認	都道府県知事の認可	都道府県知事による 定款変更の認可	国税庁長官の承認	都道府県知事による 定款変更の許可
要件	資産要件 ・病院等を開設する場合は 自己資本比率を20%以上 役員数 ・理事3人、監事1人以上	・退社時の払い戻しは出資額を限度とする ・解散時の財産帰属は、払込出資額のみ分配 ・残余財産は国・自治体等に帰属	・自由診療の制限 ・同族役員の制限(1/3以下) ・差額ベッドの制限(30%以下)	・自由診療の制限 ・同族役員の制限(1/3以下)
法人形態	財団又は社団(持分あり又は持分なし)		財団又は社団(持分なし)	財団又は社団(持分なし)
法人税率	30%		22%	30%
収益事業	不可		不可	可(所定の収益事業のみ)
収入要件	社会保険診療収入の定めなし		社会保険診療収入が80%以上	社会保険診療収入が80%以上
給与制限	制限なし		特別利益の付与禁止 役職員年間3600万円以下	特別利益の付与禁止 役職員年間3600万円以下

5年後に廃止予定

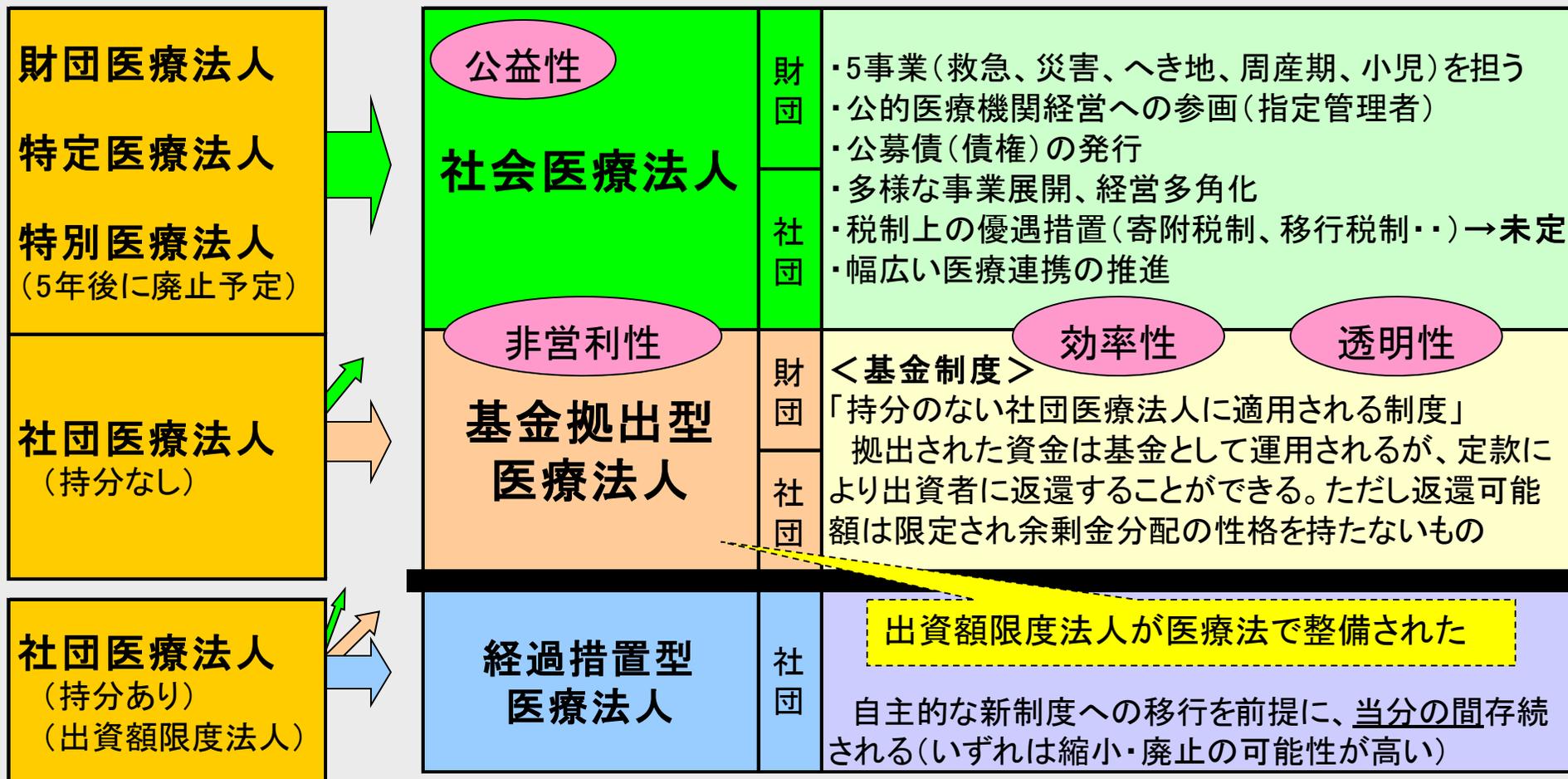


2007年4月以降は既存形態の医療法人の新規届け出を受け付けず、新形態へ再編する

医療法人数 (2006年3月末 厚生労働省調べ)



新医療法人制度



2007年4月以降の医療法人は上段の2形態へ再編された。持分ありの医療法人の新規申請は認められなかったが、既存のものは継続されるため、医療法人制度は変則3階構造となる。しかし税率の問題等が解決していないので、“移行”は実質できない状況になっている。

新医療法人制度の概要

非営利性の徹底

残余財産の帰属先 → 国、自治体、他の医療法人等

業務の拡大

有料老人ホームの経営

管理体制の強化

医療法人のガバナンスの整備

監事の役割

事業報告書の作成、届出、公開

資産要件の見直し

自己資本比率(20%以上)の要件の廃止

社会医療法人制度の新設

社会医療法人債(公募債)の発行

ガバナンス＝統治

法人が社会や個人のために、どのような活動の方向にあるべきかを示す考え方のこと

非営利性の徹底

— 残余財産の帰属について —

医療法44条第4項「残余財産の帰属すべきもの」で規定された。



残余財産

- ① 国、地方公共団体
- ② 医療法人（持分なし）
- ③ その他の医療を提供するもの
（厚生労働省令で定めるもの）

経過措置型医療法人は、定款で定めることで“財産権”が当分の間維持できる。

経過措置型医療法人のみが
当分の間維持できる財産権

退社時の持分払い戻し請求権

解散時の残余財産分配請求権

平成2007年4月1日以前に設立された医療法人は、1年以内（平成2008年3月31日まで）に、新医療法に沿って定款・寄付行為の変更認可申請をしなければならない。

（モデル定款を利用する場合は“財産権”の変更には注意する）

また経過措置の及ぶ範囲は「財産権」だけであり、その他は新医療法の適用を受ける。

業務の拡大

—有料老人ホームの経営など—

医療法人が行える本来業務の拡大

指定管理者として、公の施設である病院、診療所、介護老人保健施設を管理することができる

医療法人が行える付帯業務の拡大

ケアハウス
知的障害児施設などの児童の入所施設
身体障害者療養施設などの障害者の入所施設

- ・第一種社会福祉事業(特別養護老人ホーム、救護施設等を除く) = 社会医療法人のみ
- ・第二種社会福祉事業(児童家庭支援センターを除く)
- ・有料老人ホーム

保育所など通所施設
デイサービスセンターなど通所施設

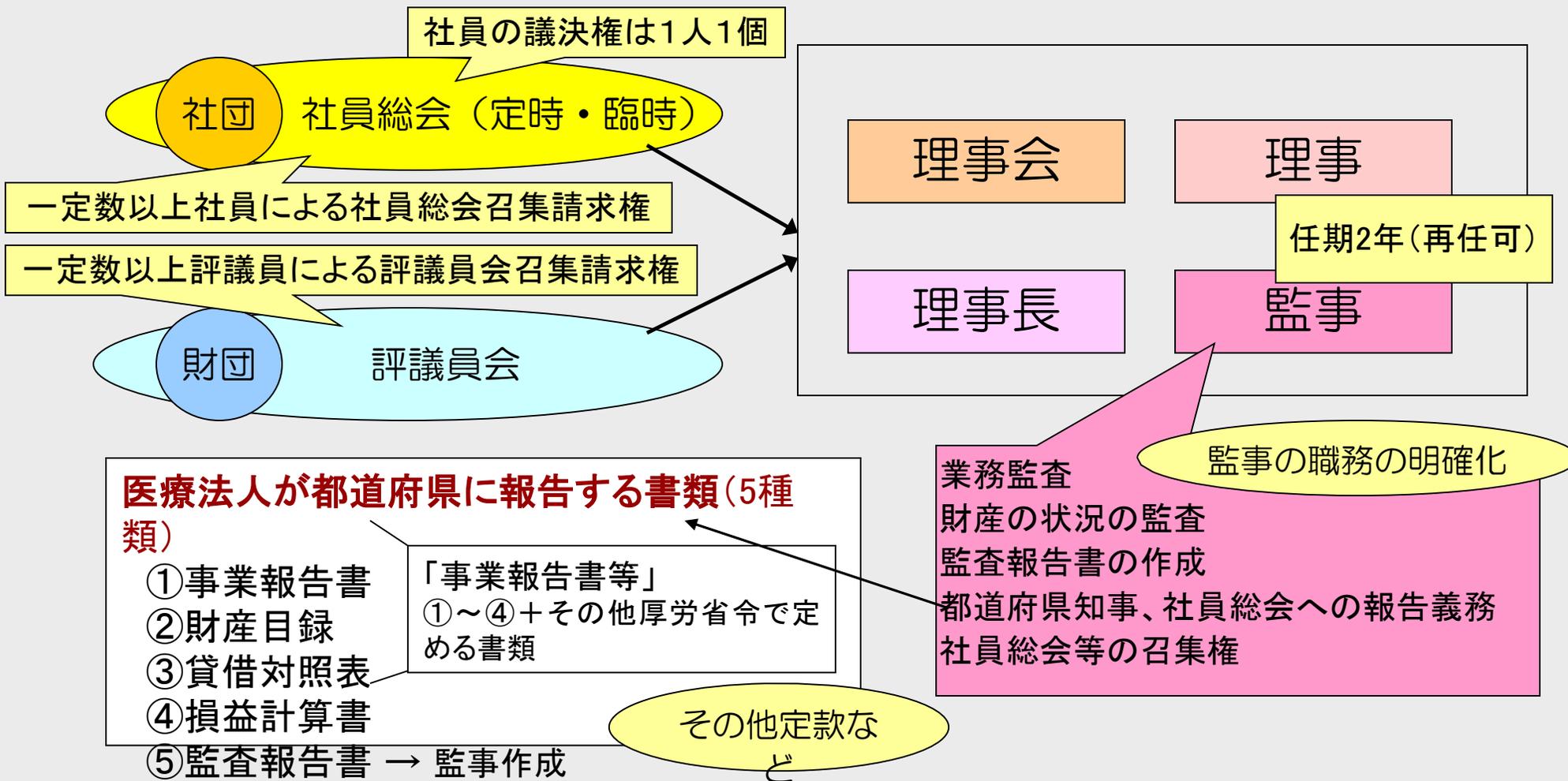
ケアハウスの設置・運営は
社会医療法人に限定されない



管理体制の強化

— 医療法人のガバナンスの強化など —

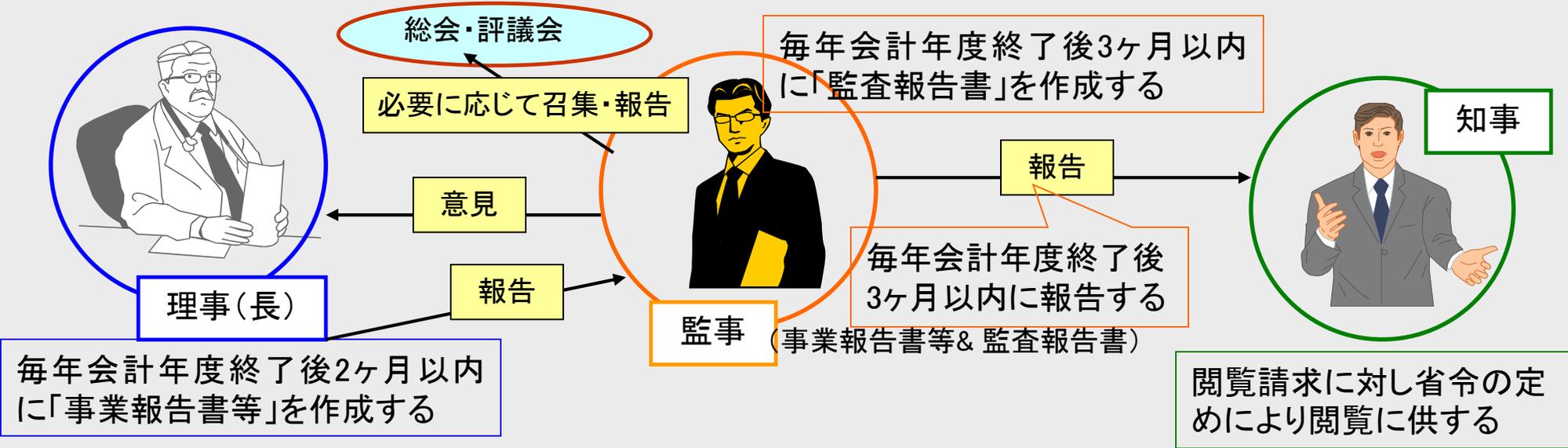
医療法46条第2項～49条第4項までの規定で、理事・監事、社員総会・評議員会の機能を明確にし、内部管理体制を明確にし、効率的な医業経営を図る。



監事の職務

医療法人運営の透明性の確保のため、監事の職務が明確にされ、監事を中心とした医療法人のチェック体制が構築された。

- ①業務の監査
- ②財産状況の監査
- ③毎会計年度終了後の3ヶ月以内に、監査報告書を作成し社員総会又は理事に提出
- ④業務や財産に関し、不正や法令・定款等の違反という重大事実を発見した場合には知事、又は社員総会に報告
- ⑤必要に応じて社員総会(社団)を召集する、また理事長に評議会(財団)の招集を請求する
- ⑥業務・財産の状況について、理事に対して意見を述べる



資産要件の見直し

医療法30条第34項の規定により、資産要件についても見直しが行われた。

(廃止) 「自己資本比率20%以上」



(新規定)

「病院等に必要な施設、設備又は資金を有しなければならない」

- ・設備、施設は所有しなくても長期賃貸借でも設立できる
- ・理事長等以外からの賃貸借の場合は、賃貸借登記が望ましい(借地借家法の場合は不要)
- ・賃貸料が著しく高額の場合は、余剰金配当規定に抵触する恐れがある
- ・一定期間の経営実績を認可要件としないが、2ヶ月以上の運転資金を有することが望ましい
- ・設立に際して不可欠な財産の負債を医療法人が負うことは可能。ただし従前の所有者が負うべきものは適当でない

社会医療法人制度

特定医療法人・特別医療法人に代わる、公益性の高い、非営利の医療法人制度

高い公益性

非営利性

5事業(救急、災害、へき地、周産期、小児)を担う主体となる

(公的病院とともに・・・、公的病院に代わって・・・)

公的医療機関経営への参画(指定管理者)

公設民営化、自治体病院の受け皿・・・

社会医療法人債(公募債)の発行が可能

会社法の募集社債の規定に準拠

担保付社債信託法で定める社債とみなす

多様な事業展開、経営多角化

社会福祉事業、収益事業

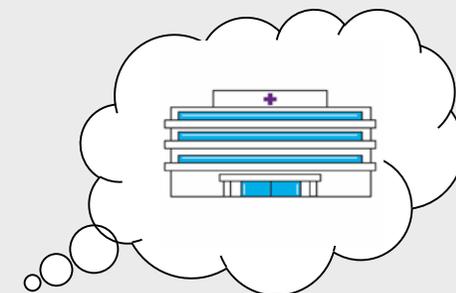
税制上の優遇措置、寄附税制・移行税制の見直し

現時点で未定(2008年度以降)

幅広い医療連携の推進

地域の中核病院として位置付け

- ・不採算事業を担う医療法人の経営安定化
- ・公募債発行の環境整備による透明化・近代化
- ・資金調達が多様化・円滑化による十分な設備投資と経営の効率化



社会医療法人の要件

① 役員要件

同族関係者は役員総数の1/3を超えてはならない

② 社員（評議員）要件

同族関係者は総社員（総評議員）の1/3を超えてはならない

③ 緊急医療等確保事業に係る業務の実施

5事業（救急、災害、へき地、周産期、小児）、その他都道府県知事が必要とする医療の実施

④ 緊急医療等確保事業に係る業務に関する設備・体制・実績

病院等の構造設備（物的要件）、体制（人的要件）、業務の実績が厚生労働大臣が定める基準に適合している

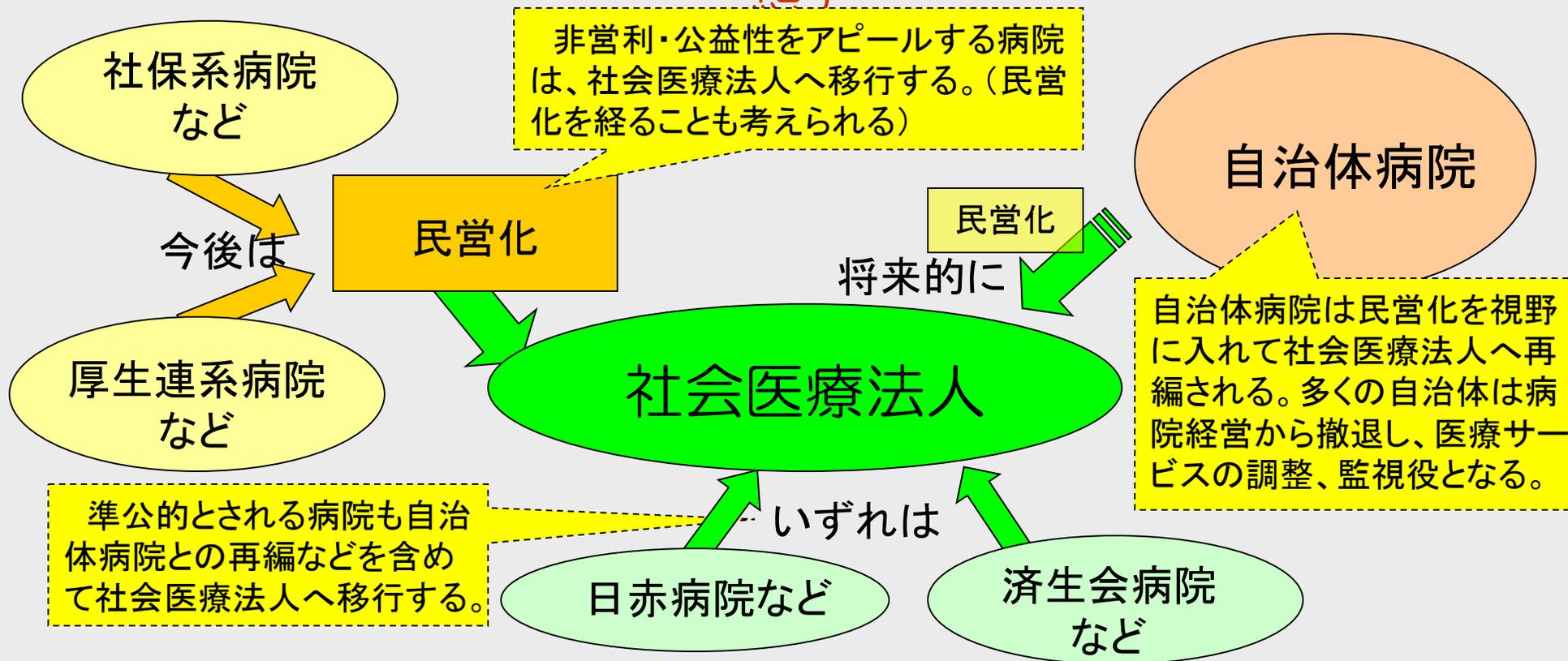
⑤ 公的な運営に関する要件

公認会計士・監査法人による監査（社会医療法人債を発行した法人）

⑥ 解散時の残余財産は、国・地方公共団体・他の社会医療法人等に帰属することを定めた定款

財産権は、
一切認められない

社会医療法人の方向性・概念（日医IMPS予想）



医療法人は「非営利・公益性」の観点から整理再編される。
 社会医療法人は、公立・公的病院に代わって補助金支給の対象となり、公益性の高い医療提供機関として、公立・公的病院再編の受け皿となり、地域医療の中核施設として位置付けられる。

医療法人制度改革 2007年の対応①

第5次医療法改正で施行されたが・・・（新法人への移行は実質なし）

経過措置型医療法人は、経過措置として期間限定で認められており、速やかな新医療法人への移行が求められるところだが、“移行税制”等が未定のため実質的にはまだ移行できない。

社会医療法人も優遇されるべき“税制”が未定のため、申請を受け付けていない。

医療法人		事業報告書	財産目録	貸借対照表	損益計算書	監査報告書
病院・老健を開設		様式1	様式2	様式3-1	様式4-1	様式5
経過措置型				様式3-2		
診療所のみ開設	新法			様式3-3	様式4-2	
	経過措置型			様式3-4		
様式は、『厚生労働省医政局指導課長通知(医政指発第0330003号)平成19年3月30日』に別紙添付						

経過型医療法人も対象となる（財産権以外は新ルールが適用される）
また定款等の届け出も必要。

医療法人制度改革 2007年の対応②

事業報告書等は公開される（一人医療法人も対象）

＜都道府県への報告分＞（誰でも閲覧できる）

2007年度会計分から公開対象となる。

3月が決算期の医療法人では、2008年3月期決算にもとづく事業報告書等が2008年7月以降（3ヶ月後）に公開される。公開対象となるのは過去3年分に限られ、2007年度より以前のものは公開されない。

＜医療法人の備え付け分＞

事業報告書等の書類は、社員（評議員）、債権者の求めに応じ閲覧供与しなければならない。（社会医療法人は対象者の制限なし）

閲覧規定等の策定も検討する（「代理」の閲覧を認めない等）

情報公開を念頭においた事業報告書等の作成準備

事業報告書等（医療法人（理事）が作成する書類）

①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書

監事が作成する書類

⑤監査報告書

厚生労働省医政局指導課長通知に様式添付
（医政指発第0330003号）平成19年3月30日

医療法人制度改革 2007年の対応③

定款の変更→2008年3月末までに届け出

『厚生労働省医政局長通知(医政発第0330049号)平成19年3月30日』の別添にあるモデル例を参考に定款を定め、2008年3月末までに届ける。

「持分」放棄に向けた対応

ほとんどの医療法人は、まず『経過措置型』となるが、“当分の間”の存続であるため、将来の持分放棄に向けた準備が必要となる。

＜予測される持分放棄促進のための誘導政策＞

- ・補助金等の対象機関選定の優先順位付け
- ・診療報酬上の施設基準への組み入れ、など

第5次医療法改正により、“持分のある”医療法人は「経過措置型」として当分の間認められたが、これは『いずれは廃止されることが明記された』ことでもある。

今後「持分放棄」に向けた様々な政策が実施されることは必至であり、速やかに且つ適確に「基金拠出型」への転換を検討し、対応することが求められる。

事業報告書等の様式①

事業報告書（様式1） この様式例は3ページ

様式1
事業報告書
(自 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至 平成〇〇年〇〇月〇〇日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人〇〇会
 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から④のそれぞれの項目 (④は社団のみ) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 〇〇県〇〇市(市) 〇〇町(村) 〇〇番地
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
 (4) 設立登記年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
 (5) 役員及び評議員

「役員及び評議員」の項目は、社会医療法人、特別・特定医療法人以外は記載しなくてもよい

モデル定款では、総会を年2回実施(予算、決算)しており、実際の定款策定や総会実施においては注意が必要

注第4条の指定管理者として管理する病院等を含む7の管理型であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

財産目録（様式2）

様式2
法人名 _____ 前医療法人登録番号 _____
所在地 _____

財 産 目 録
(平成 年 月 日現在)

1. 資 産 額 XXX 千円
 2. 負債 額 XXX 千円
 3. 純 資 産 額 XXX 千円

(内 訳) (単位:千円)

区 分	金 額
A 高 額 資 産	XXX
B 低 額 資 産	XXX
C 資 産 合 計 (A+B)	XXX
D 負 債 合 計	XXX
E 純 資 産 (C-D)	XXX

注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))

新制度では、土地・建物の全賃借を認めている

事業報告書等の様式②

貸借対照表（様式3）4種

様式3-1

法人名 _____ 特定医療法人登記番号 _____
所在地 _____

貸借対照表
(平成 年 月 日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	XXX	I 流動負債	XXX
現金及び預金	XXX	支払手形	XXX
事業未収金	XXX	買掛金	XXX
有価証券	XXX	短期借入金	XXX
たな卸資産	XXX	未払金	XXX
債権	XXX	未払費用	XXX
前払費用	XXX	未払法人税等	XXX
繰延税金資産	XXX	未払消費税等	XXX
その他の流動資産	XXX	繰延税金負債	XXX
II 固定資産	XXX	前受金	XXX
1 有形固定資産	XXX	譲り金	XXX
建物	XXX	前受収益	XXX
構築物	XXX	〇〇引当金	XXX
医療用器械器具	XXX	その他の流動負債	XXX
その他の器械器具	XXX	II 固定負債	XXX
車両及び船舶	XXX	医療機関費	XXX
土壌	XXX	長期借入金	XXX
建設仮勘定	XXX	繰延税金負債	XXX
その他の有形固定資産	XXX	〇〇引当金	XXX
2 無形固定資産	XXX	その他の固定負債	XXX
商標権	XXX	負債合計	XXX
III 純資産の部	XXX		
資本金	XXX		
長期貸付金	XXX	I 利益剰余金	XXX
役員等長期貸付金	XXX	1 代替基金	XXX
長期前払費用	XXX	2 その他の利益剰余金	XXX
繰延税金負債	XXX	〇〇積立金	XXX
その他の固定資産	XXX	繰越利益剰余金	XXX
		IV 剰余・換算額等	XXX
		その他有価証券評価差額金	XXX
		繰延ヘッジ損益	XXX
		V 基金	XXX
資産合計	XXX	純資産合計	XXX
		負債・純資産合計	XXX

法人の形態別で4種類の様式がある

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲載することを妨げないこと。
2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

損益計算書（様式4）2種

様式4-1

法人名 _____ 特定医療法人登記番号 _____
所在地 _____

損益計算書
(自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

(単位:千円)

科目	金額	
I 事業損益		
A 本業損益		XXX
1 事業収益		XXX
(1) 事業費	XXX	
(2) 本業費	XXX	XXX
本業業務事業利益		XXX
B 別業業務事業損益		
1 事業収益		XXX
2 事業費用		XXX
別業業務事業利益		XXX
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		XXX
2 事業費用		XXX
収益業務事業利益		XXX
事業利益		XXX
II 事業外収益		
受取利息	XXX	
その他の事業外収益	XXX	XXX
III 事業外費用		
支払利息	XXX	
その他の事業外費用	XXX	XXX
経常利益		XXX
IV 特別利益		
固定資産売却益	XXX	
特別利益		XXX
V 特別損失		
引当金繰入		XXX
法人税等調整額	XXX	XXX
法人税等調整額	XXX	XXX
前期繰上利益		XXX

病院と診療所の2種類の様式がある

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲載することを妨げないこと。

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人〇〇会
理事長 〇〇 〇〇 殿

監査報告書（様式5）

私（注1）は、医療法人〇〇会の平成〇〇会計年度（平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決算書類等を閲覧し、本封及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（審判行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（審判行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に關する不正の行為又は法令若しくは定款（審判行為）に違反する重大な事実はありません。

監査報告書は監事が作成する

平成〇〇年〇〇月〇〇日
医療法人〇〇会
監事 〇〇 〇〇 印
監事 〇〇 〇〇 印

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会福祉法人債を發行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。